

別表第14号

手数料

1. 技術基準適合証明手数料

1.1 申込設備を提出する場合

(単位:円)

特定無線設備の種別	略称	証明手数料	試験料 最初の1台目	試験料 2台目以降 (1台あたり)	証明ラベル 費用 (1台あたり)
第2条第1項第1号の4	MCA陸上移動局	40,000	150,000	75,000	40
第2条第1項第1号の4	MCA指令局		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の9	SSB		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の10	デジタル		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の11	F3E等		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の12	特定ラジオマイク		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の12の2	デジタル特定ラジオマイク		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の13	海上用DSB		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の14	SSB		150,000	75,000	
第2条第1項第1号の15	F3E等		150,000	75,000	
第2条第1項第2号	無線標定		300,000	150,000	
第2条第1項第2号の2	ラジオ・ブイ		150,000	75,000	
第2条第1項第3号	市民ラジオ		40,000	26,000	
第2条第1項第3号の2	気象援助局		150,000	75,000	
第2条第1項第4号	パーソナル		150,000	75,000	
第2条第1項第4号の2	簡易無線		150,000	75,000	
第2条第1項第4号の4	無線操縦用簡易無線		150,000	75,000	
第2条第1項第4号の5	デジタル簡易無線		150,000	75,000	
第2条第1項第4号の6	デジタル簡易無線(キャリアセンス付)		150,000	75,000	
第2条第1項第4号の7	950MHz帯簡易無線局		150,000	75,000	
第2条第1項第5号	50GHz帯CR		300,000	150,000	
第2条第1項第6号	構内無線		150,000	75,000	
第2条第1項第6号の2	950MHz帯構内無線(キャリアセンス付)		150,000	75,000	
第2条第1項第6号の3	2450MHz帯構内無線(周波数ホッピング方式)		150,000	75,000	
第2条第1項第7号	コードレス電話	(親機)	40,000	26,000	
		(子機)	40,000	26,000	
第2条第1項第8号	特定小電力機器	1GHz以下	40,000	26,000	
		1GHz~10GHz	40,000	26,000	
		10GHz以上	50,000	30,000	
第2条第1項第9号	Ku帯VSAT地球局		300,000	150,000	
第2条第1項第9号の2	Ka帯VSAT地球局		300,000	150,000	
第2条第1項第10号	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用陸上移動局		200,000	100,000	
第2条第1項第10号の3	TDMA方式(800MHz/1500MHz帯)携帯無線通信用基地局等		250,000	125,000	
第2条第1項第11号	CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局		200,000	100,000	
第2条第1項第11号の2	CDMA方式携帯無線通信用基地局等		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の2の2	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の2の3	CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)		200,000	100,000	
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)		200,000	100,000	
第2条第1項第11号の5	W-CDMA方式携帯無線通信用基地局等		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の6	CDMA2000方式携帯無線通信用基地局		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の6の2	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局		250,000	125,000	
第2条第1項第11号の6の3	トセル基地局		250,000	125,000	

第2条第1項第11号の6の4	W-CDMA方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)
第2条第1項第11号の6の5	CDMA2000方式携帯無線通信用フェムトセル基地局(包括免許)
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く)
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EVDOマルチキャリア)移動局
第2条第1項第11号の9	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の10	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用フェムトセル基地局
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA(HSDPA)方式 携帯無線通信用 フェムトセル基地局(包括免許)
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局(包括免許)
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA方式携帯無線通信用基地局等
第2条第1項第11号の15	XGP(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の16	XGP(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の18	MBTDD625k-MC(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の19	LTE用陸上移動局
第2条第1項第11号の20	LTE用基地局等
第2条第1項第11号の20の2	LTE用フェムトセル基地局(包括免許)
第2条第1項第11号の20の3	LTE用基地局(包括免許・屋内小型)
第2条第1項第11号の21	LTE(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の22	LTE(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の23	UMB用陸上移動局
第2条第1項第11号の24	UMB用基地局等
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局
第2条第1項第11号の27	モバイルWiMAX(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第11号の28	UMB(2GHzTDD)用基地局等
第2条第1項第12号	アマチュア無線局
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ
第2条第1項第14号	携帯移動衛星データ通信用地球局(静止/オムニトラックス)
第2条第1項第14号の2	携帯移動衛星データ通信用地球局(非静止/オーブコム)
第2条第1項第15号	加入者系多方向用基地局
第2条第1項第15号の2	加入者系多方向用移動局
第2条第1項第15号の3	加入者系対向用移動局
第2条第1項第16号	テレメータ用等の固定局
第2条第1項第17号	非常警報用固定局
第2条第1項第18号	22GHz帯固定局
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(2,400~2,483MHz)
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯 小電力データ通信システム(2,471~2,497MHz)
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム(模型飛行機無線操縦用)

250,000	125,000
250,000	125,000
200,000	100,000
200,000	100,000
200,000	100,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
200,000	100,000
200,000	100,000
250,000	125,000
250,000	125,000
200,000	100,000
250,000	125,000
280,000	90,000
200,000	100,000
200,000	100,000
200,000	100,000
250,000	125,000
200,000	100,000
250,000	125,000
200,000	100,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
250,000	125,000
40,000	26,000
350,000	175,000
200,000	100,000
300,000	150,000
200,000	100,000
300,000	150,000
200,000	100,000
200,000	100,000
300,000	150,000
40,000	26,000
40,000	26,000
40,000	26,000

第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz帯小電力データ通信システム (模型飛行機無線操縦用)		
第2条第1項第19号の3	5.2, 5.3GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の3の2	5.6GHz帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム		
第2条第1項第19号の5	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局		
第2条第1項第19号の6	5GHz帯無線アクセスシステム用基地局 (0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項第19号の7	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局		
第2条第1項第19号の8	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動中継局(0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項第19号の9	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局		
第2条第1項第19号の10	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(0.2マイクロワット以下)		
第2条第1項第19号の11	5GHz帯無線アクセスシステム用陸上移動局(空中線電力0.01ワット以下)		
第2条第1項第20号	1500MHz帯デジタルMCA陸上移動局		
	1500MHz帯デジタルMCA指令局		
第2条第1項第20号の2	800MHz帯デジタルMCA陸上移動局		
	800MHz帯デジタルMCA指令局		
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話(狭帯域TDMA)	(親機)	
		(子機)	
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)		
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)		
第2条第1項第22号	PHS陸上移動局		
第2条第1項第23号	PHS基地局		
第2条第1項第23号の2	PHS中継局		
第2条第1項第23号の3	PHS試験局等		
第2条第1項第24号	38GHz帯固定局		
第2条第1項第25号	RZSSB		
第2条第1項第25号の2	周波数自動選択RZSSB		
第2条第1項第25号の3	周波数追従RZSSB		
第2条第1項第25号の4	狭帯域デジタル		
第2条第1項第25号の5	周波数自動選択狭帯域デジタル		
第2条第1項第25号の6	周波数追従狭帯域デジタル		
第2条第1項第26号	車両感知用無線標定陸上局		
第2条第1項第27号	道路交通情報ビーコン		
第2条第1項第28号	携帯移動衛星用地球局(静止/N-STAR)		
第2条第1項第28号の2	携帯移動衛星用地球局(非静止/イリジウム)		
第2条第1項第28号の3	設備規則第48項第1項のレーダー(第3種レーダー)		
第2条第1項第29号	設備規則第48項第4項のレーダー(第4種レーダー)		
第2条第1項第30号	インマルサット携帯移動地球局		
第2条第1項第30号の2	ESV携帯移動地球局(船上地球局)		
第2条第1項第30号の3	HST携帯移動地球局(船上地球局)		
第2条第1項第31号	ルール加入者無線		
第2条第1項第31号の2	60GHz帯高速無線回線用基地局		
第2条第1項第31号の3	60GHz帯高速無線回線用多方向陸上移動局		
第2条第1項第31号の4	60GHz帯高速無線回線用対向陸上移動局		
第2条第1項第32号	狭域通信システム用移動局		
第2条第1項第33号	狭域通信システム用基地局		
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局		
第2条第1項第38号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		

	40,000	26,000
	40,000	26,000
	40,000	26,000
	50,000	30,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	200,000	100,000
	200,000	100,000
	50,000	30,000
	200,000	100,000
	150,000	75,000
	200,000	100,000
	150,000	75,000
	520,000	60,000
	520,000	60,000
	40,000	26,000
	40,000	26,000
	520,000	60,000
	200,000	100,000
	200,000	100,000
	200,000	100,000
	200,000	100,000
	300,000	150,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	300,000	150,000
	150,000	75,000
	200,000	100,000
	200,000	100,000
	150,000	75,000
	150,000	75,000
	200,000	100,000
	300,000	150,000
	300,000	150,000
	200,000	100,000
	300,000	150,000
	300,000	150,000
	100,000	60,000
	150,000	75,000
	100,000	60,000
	150,000	75,000

第2条第1項第39号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の第1項)	200,000	100,000
第2条第1項第40号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第49条の15の第1項及び第2項)	150,000	75,000
第2条第1項第41号	18GHz帯基地局用等(周波数分割複信 方式又は時分割複信方式)	300,000	150,000
第2条第1項第42号	18GHz帯陸上移動局(4相位相変調等)	300,000	150,000
第2条第1項第43号	18GHz帯基地局・陸上移動中継局(信 号伝送速度:6メガビット以上)	300,000	150,000
第2条第1項第44号	18GHz帯電気通信業務用固定局	300,000	150,000
第2条第1項第45号	18GHz帯公共業務固定局	300,000	150,000
第2条第1項第46号	航空移動衛星通信システム	200,000	100,000
第2条第1項第47号	超広帯域(UWB)無線システム	520,000	60,000
第2条第1項第47号の2	UWBレーダーシステム	520,000	60,000
第2条第1項第48号	1500MHz帯電気通信業務用固定局	200,000	100,000
第2条第1項第49号	WiMAX用基地局等	200,000	100,000
第2条第1項第50号	MBTDD-W用基地局等	200,000	100,000
第2条第1項第51号	WiMAX用陸上移動局	200,000	100,000
第2条第1項第52号	MBTDD-W用陸上移動局	200,000	100,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX用フェムトセル基地局等(包 括免許・フェムトセル)	250,000	125,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX用基地局等(包括免許・屋 内小型)	250,000	125,000
第2条第1項第53号	次世代PHS用基地局等	250,000	125,000
第2条第1項第54号	次世代PHS用陸上移動局	200,000	100,000
第2条第1項第54号の2	次世代PHS用フェムトセル基地局 (包括免許)	250,000	125,000
第2条第1項第54号の3	次世代PHS用基地局(包括免許・屋 内小型)	250,000	125,000
第2条第1項第55号	MBTDD 625K用基地局等	250,000	125,000
第2条第1項第56号	MBTDD 625K用陸上移動局	200,000	100,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送のギャ ップフィルア	300,000	150,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送のギャ ップフィルア(CATV網等接続型)	300,000	150,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	150,000	75,000
第2条第1項第59号	簡易型国際VHF(固定型)	150,000	50,000
第2条第1項第60号	簡易型国際VHF(携帯型)	150,000	50,000
第2条第1項第61号	200MHz帯広帯域移動無線通信用基 地局	300,000	150,000
第2条第1項第62号	200MHz帯広帯域移動無線通信用陸 上移動局	300,000	150,000

注1:コードレス電話及びデジタルコードレス電話の申し込みで親機と子機同時申込みの場合、

子機の1台目の試験料は2台目以降の試験料と同額とします。

注2:同一種別に於いても、別モード等試験が必要な場合は、1モードあたり試験手数料70,000を

加算します。その他のモードがある場合は、別途協議するものとします。

注3:アンテナ一体型では別途費用(電波暗室使用料等)が発生します

注4:5GHz無線LANでDFSの測定が必要な場合別途費用が発生します。

注5:SAR測定には別途費用が発生します